

議題2

【基本構想の基本理念及び重点整備地区の追加について】

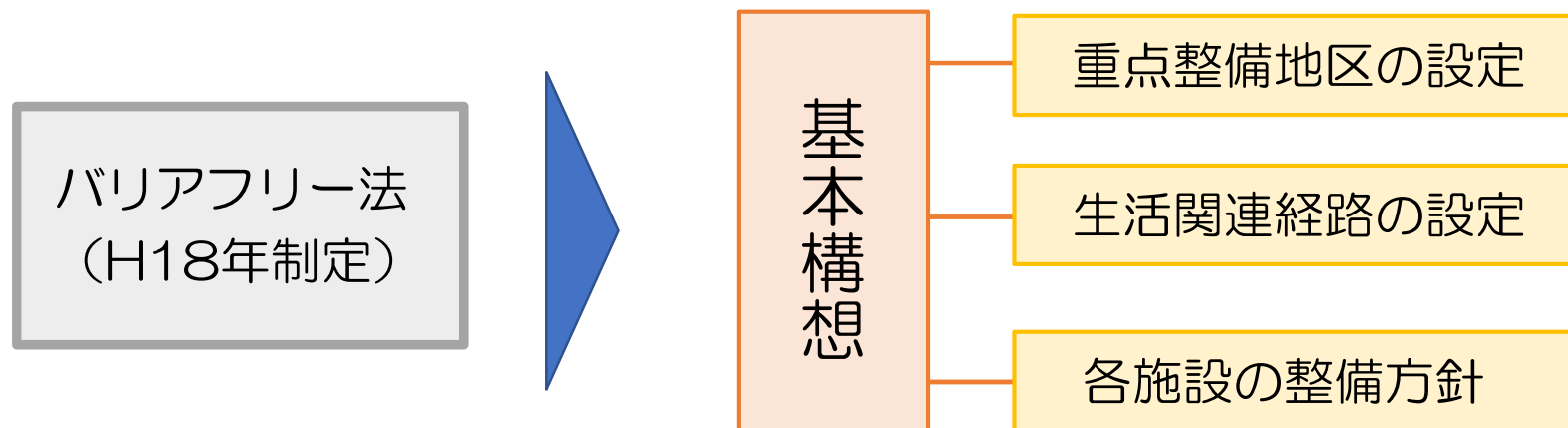
1. 新・札幌市バリアフリー基本構想の概要
2. 新・札幌市バリアフリー基本改定の背景
3. 基本理念の整理
4. 重点整備地区の追加・拡大

1.新・札幌市バリアフリー基本構想の概要

1.新・札幌市バリアフリー基本構想の概要

新・札幌市バリアフリー基本構想

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、平成21年度に策定
- 国の基本方針の整備目標年度である令和2年度を目標年度として設定



➡法律の改正や市内のバリアフリー整備の進捗等に併せて
平成23年度、26年度に見直しを実施

2.新・札幌市バリアフリー基本改定の背景

2.新・札幌市バリアフリー基本改定の背景

国の目標と法改正

ユニバーサルデザイン2020行動計画（H28）

- バリアフリー法の改正
- 国の基本方針の改正
- 整備ガイドラインの改正

東京オリパラを契機とした公共施設・交通インフラ・情報・心のバリアフリー推進

札幌市の課題

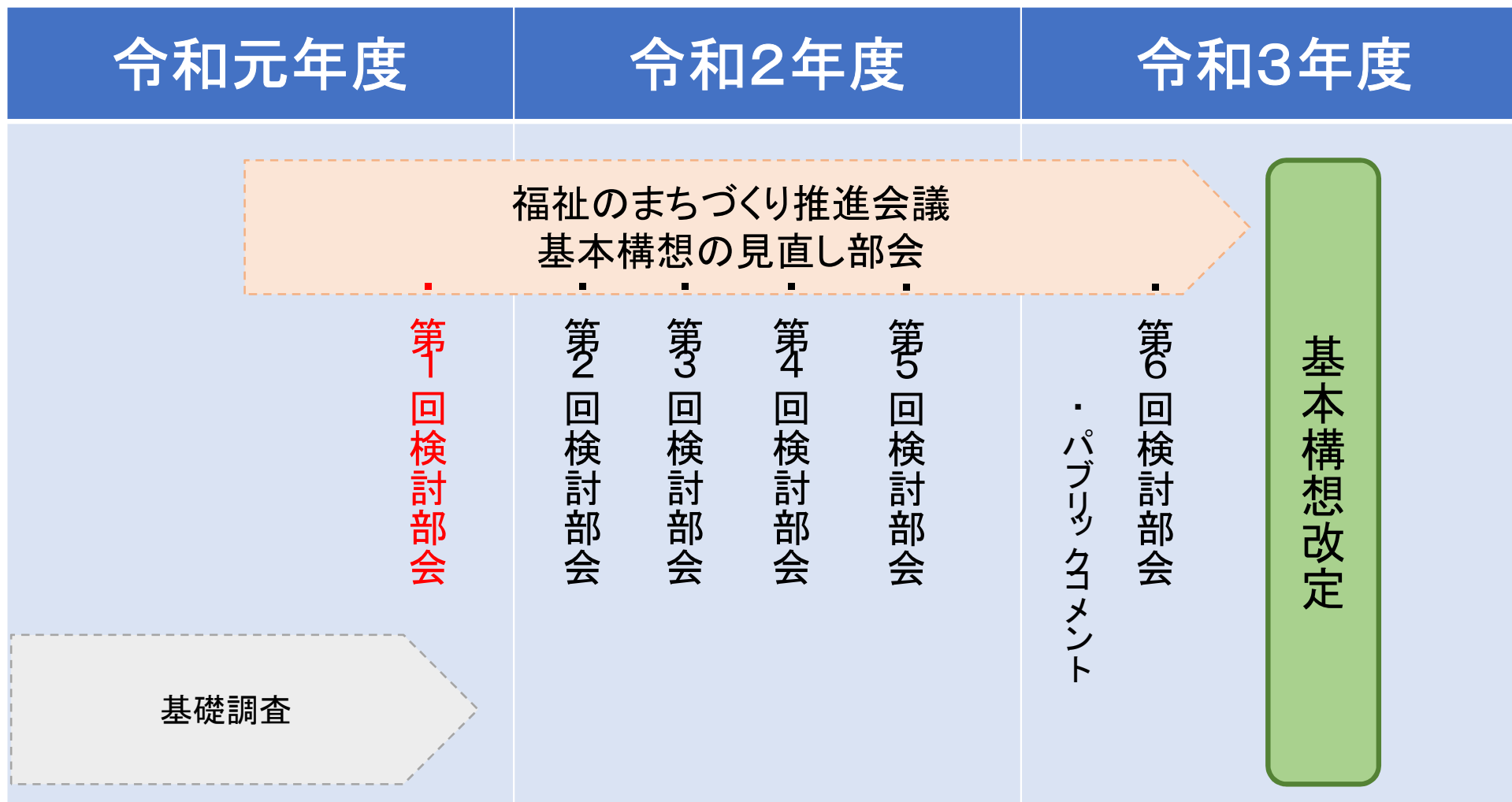
- 不特定多数の人が利用する施設の増加
- 心のバリアフリーの推進
- 施設整備の推進

オリンピック・パラリンピック招致を契機とした
共生社会の実現に向けて、市内のバリアフリーをさらに推進

➡基本構想の次期改定に向けた検討

2.新・札幌市バリアフリー基本改定の背景

○想定スケジュール



2.新・札幌市バリアフリー基本改定の背景

新・札幌市バリアフリー基本構想改定の方向性

基本理念の整理

重点整備地区の追加及び拡大
(追加の地区について)

生活関連施設の更新・追加

生活関連経路の更新・追加

ソフト施策の充実

各施設の整備方針の修正

冬期間のバリアフリー・情報のバリアフリー



地下鉄駅エレベーターの増設



冬のバリフリー(地下通路)

2.新・札幌市バリアフリー基本改定の背景

新・札幌市バリアフリー基本構想改定の方向性

本日の議題

基本理念の整理

重点整備地区の追加及び拡大
(追加の地区について)

生活関連施設の更新・追加

生活関連経路の更新・追加

ソフト施策の充実

各施設の整備方針の修正

冬期間のバリアフリー・情報のバリアフリー



地下鉄駅エレベーターの増設



冬のバリフリー(地下通路)

3.基本理念の整理

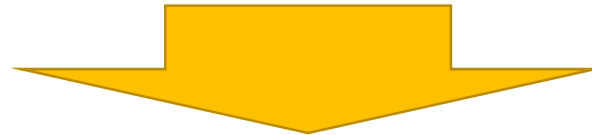
3.基本理念の整理

！ご議論いただきたい事項

■基本理念の書き込みについて

- これまでの基本構想はバリアフリー化に向けた重点整備地区の整理や各施設の整備方針は示されている
- バリアフリー化に向けた基本的な方向性を基本理念として示したい

- ➡基本理念を整理し、札幌市としての方向性を示したい
- ➡その場合のキーワードはなにか？



近年のバリアフリーの動向や普段から感じていることで、基本理念に記載すべき事項はあるか

3.基本理念の整理

考慮すべき事項

■障害者基本法（平成23年8月公布）

【目的】

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら**共生する社会**を実現

■バリアフリー法※（平成18年制定、平成30年改正）

【目的】

高齢者や障がい者、妊婦、けが人などの**移動**や**施設利用の利便性**、**安全性の向上**を促進し、バリアフリー施策を総合的に展開

【改正のポイント】

- ・理念として「**共生社会の実現**」、「**社会的障壁の除去**」を明確化
- ・「**心のバリアフリー**」として、高齢者、障害者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記
- ・公共交通事業者等による**ハード・ソフト一体的な取組**の推進

※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

3.基本理念の整理

考慮すべき事項

■ユニバーサルデザイン2020行動計画

(ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定：平成29年2月)

●我々の目指す共生社会（パラリンピックを契機として）

障害の有無にかかわらず、**すべての人**がお互いの人権や尊厳を大切にし**支え合い**、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる**共生社会**を実現

●障害の社会モデル

「障害の社会モデル※」を**すべての人**が理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくことで、社会全体の人々の**心の在り方**を変えていくことが重要であり、誰もが**安全で快適に移動**できる**ユニバーサルデザインの街づくり**を強力に推進

※障害の社会モデルとは、障害者権利条約に反映された理念であり、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務という考え方

3.基本理念の整理

考慮すべき事項

■持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs：Sustainable Development Goals

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、国連サミット(2015年)で採択された、2030年を年限とする17の国際目標

【目標】

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

【『SDGs実施指針』優先課題】

あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現

◆主な取組：多様な人材の活用・バリアフリーの推進

- ・「心のバリアフリー」の推進
- ・「情報のバリアフリー」の推進
- ・「公共交通機関のバリアフリー」の推進



3.基本理念の整理

新・札幌市バリアフリー基本構想 基本理念の考え方



札幌市の上位・関連計画における基本理念

■札幌市福祉のまちづくり条例（H10.12制定）

理念：人にやさしいまちをつくりましょう。

■札幌市まちづくり戦略ビジョン（H25.2策定）

目指すべき都市像：・互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまち

■第2次札幌市都市計画マスタープラン（H28.3策定）

■札幌市立地適正化計画（H28.3策定）

都市づくりの理念：S・M・I・L・Es City Sapporo

～誰もが笑顔でいきいきとすごせるまちへ～

3.基本理念の整理

新・札幌市バリアフリー基本構想 基本理念の考え方

札幌市の上位・関連計画における基本理念

■さっぽろ障がい者プラン2018（H30.3策定）

基本理念：障がいのある人もない人も、その命の尊厳が当然に保障され、
市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う**共生社会**の実現

■札幌市地域福祉社会計画2018（H30.3策定）

基本理念：みんなで**支え合い**住み慣れた地域で**安心して暮らし続けられる**
まちさっぽろ

■札幌市高齢者支援計画2018（H30.3策定）

基本目標：いくつになっても住み慣れた地域で**安心して暮らし続ける**ことができるまちづくり

3.基本理念の整理

新・札幌市バリアフリー基本構想 基本理念の考え方（参考）

他の政令市におけるバリアフリー基本構想の基本理念

■堺市バリアフリー基本構想（H27.3策定）

基本理念：だれもが**移動**しやすく**安全・快適**で活力のあるまちづくり

➡視点：移動の円滑性（ネットワーク）

■福岡市バリアフリー基本計画（H25.4策定）

基本理念：誰もが**思いやり**を持ち、**すべての人**にやさしいまちづくり

➡視点：心のバリアフリー、共生社会

■仙台市バリアフリー基本構想（H24.6策定）

基本理念：すべての市民がともに生きる共生の理念のもと、誰もが**互いに理解し
共に支え合う環境づくり**とバリアフリーによる**移動等の円滑化**
を図り、「ひとが輝く杜の都」仙台を創出する

➡視点：移動の円滑性（ネットワーク）、心のバリアフリー、共生社会

3.基本理念の整理

◆キーワード

共生社会

すべての人

安心

支えあい

心のバリアフリー

移動

安全・快適

利便性

ユニバーサルデザイン

理念として明記すべきキーワードは？
このほかに重要な観点は？

3.基本理念の整理

今後の検討の流れ

今回の部会でキーワードや意見を集約



事務局で議論を踏まえた基本理念を整理
次回の部会で複数案を提示



最終的な基本理念を決定

4.重点整備地区の追加・拡大

【設定概要】

地下鉄やJRの駅、地域の核となる拠点を中心とした地区を対象に市内**53**の重点整備地区を設定

- 旅客施設周辺

⇒地下鉄駅周辺：すべての駅を指定

⇒JR駅周辺：利用者の多い主要な駅

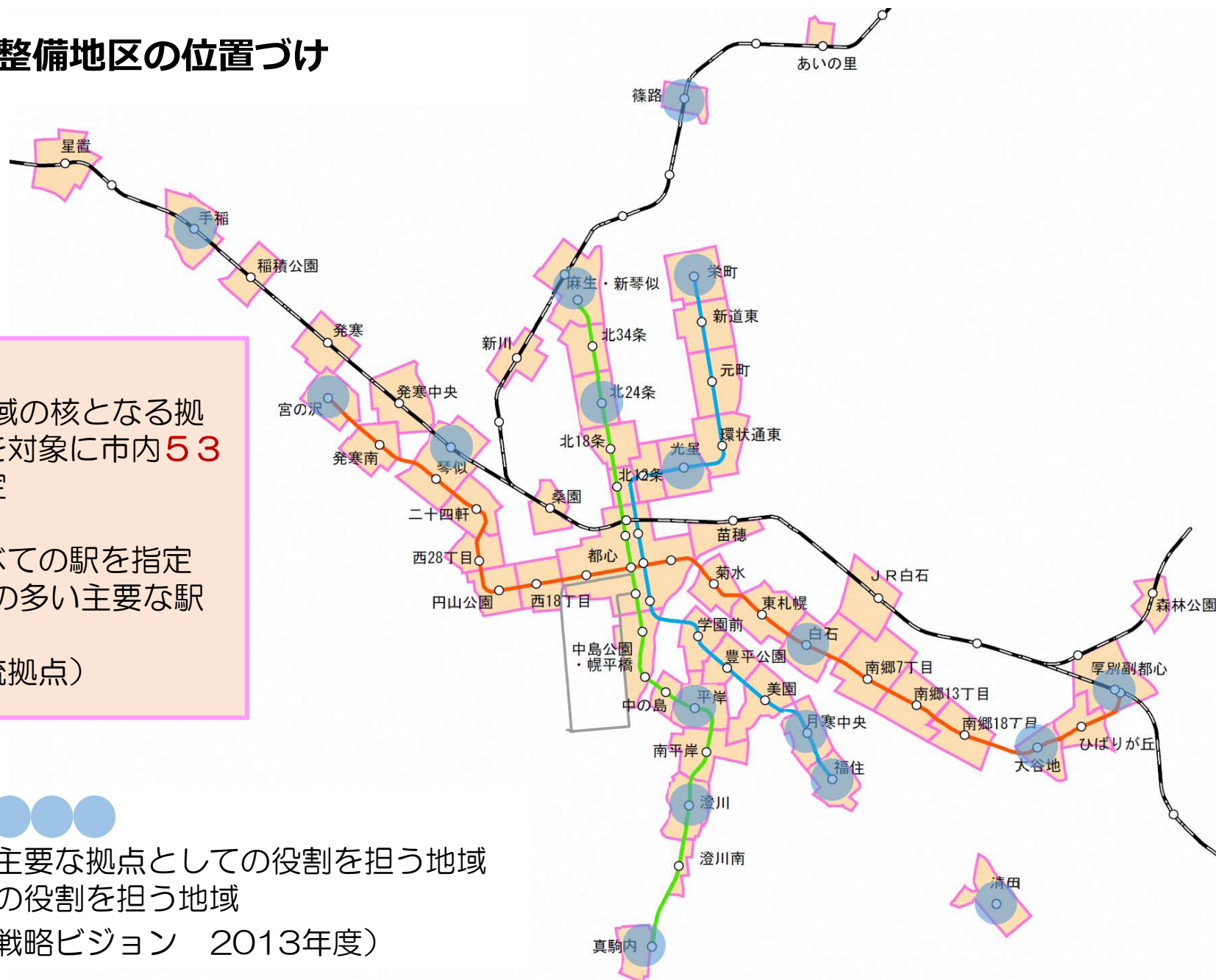
- その他

⇒清田地区（地域交流拠点）

⇒清田地区（地域交流拠点）



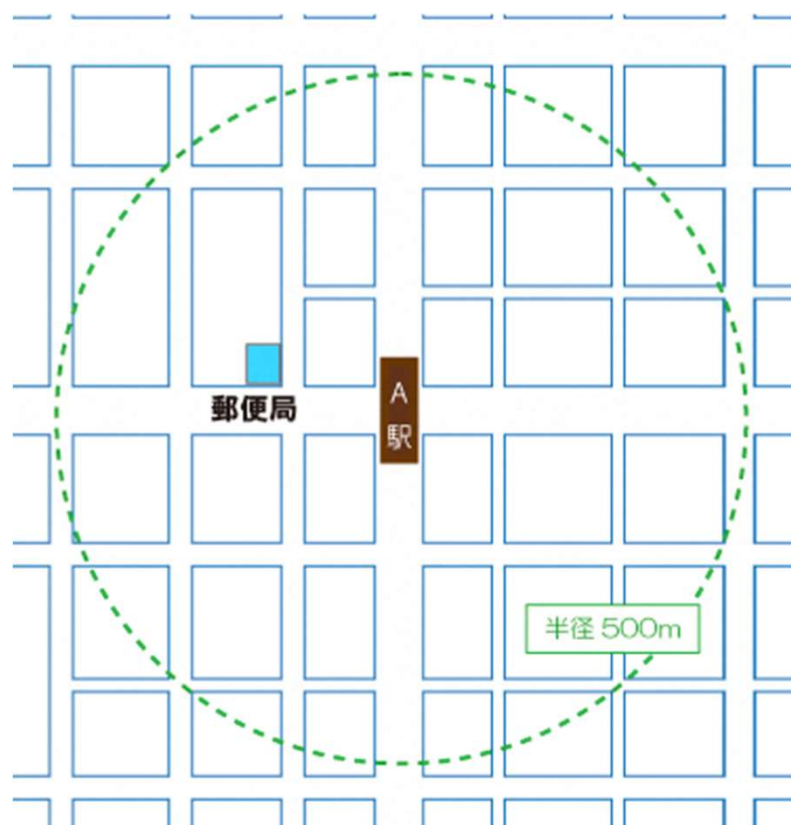
(札幌市まちづくり戦略ビジョン 2013年度)



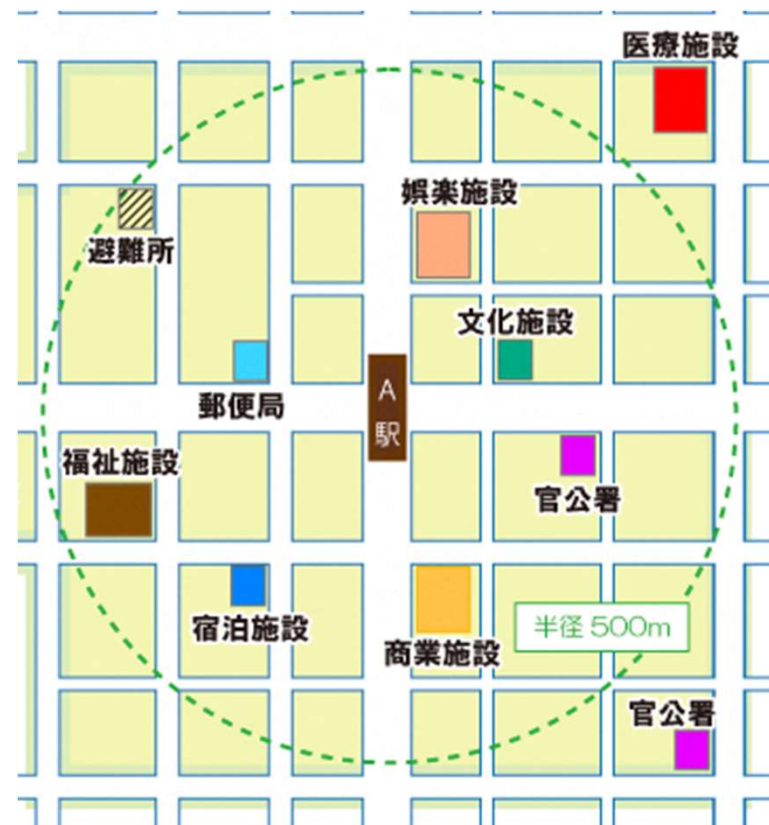
4.重点整備地区の追加・拡大

現計画における基本的な考え方

- 利用者が5,000人/日以上 of JR駅・地下鉄駅等を中心とする
- 不特定多数の人が利用する施設が地区内に概ね3施設以上ある
- 移動が通常徒歩で行われる



重点整備地区としない



重点整備地区として位置付け

4.重点整備地区の追加・拡大

現計画における基本的な考え方

- 利用者が5,000人/日以上 of JR駅・地下鉄駅等を中心とする
- 不特定多数の人が利用する施設が地区内に概ね3施設以上ある
- 移動が通常徒歩で行われる



計画の見直しに係る新たな視点

- 人口密度の適正化、各種都市機能の適切な配置を図る『立地適正化計画』が平成28年3月に策定（概要は次ページ参照）
- 新たな拠点整備や不特定多数が利用する施設の立地など、まちづくりと連携し、一体となった計画の位置づけが必要
- 国における旅客施設（JR駅・地下鉄駅）のバリアフリー化を義務付ける施設の利用者数が5,000人/日以上から3,000人/日以上に変更されている

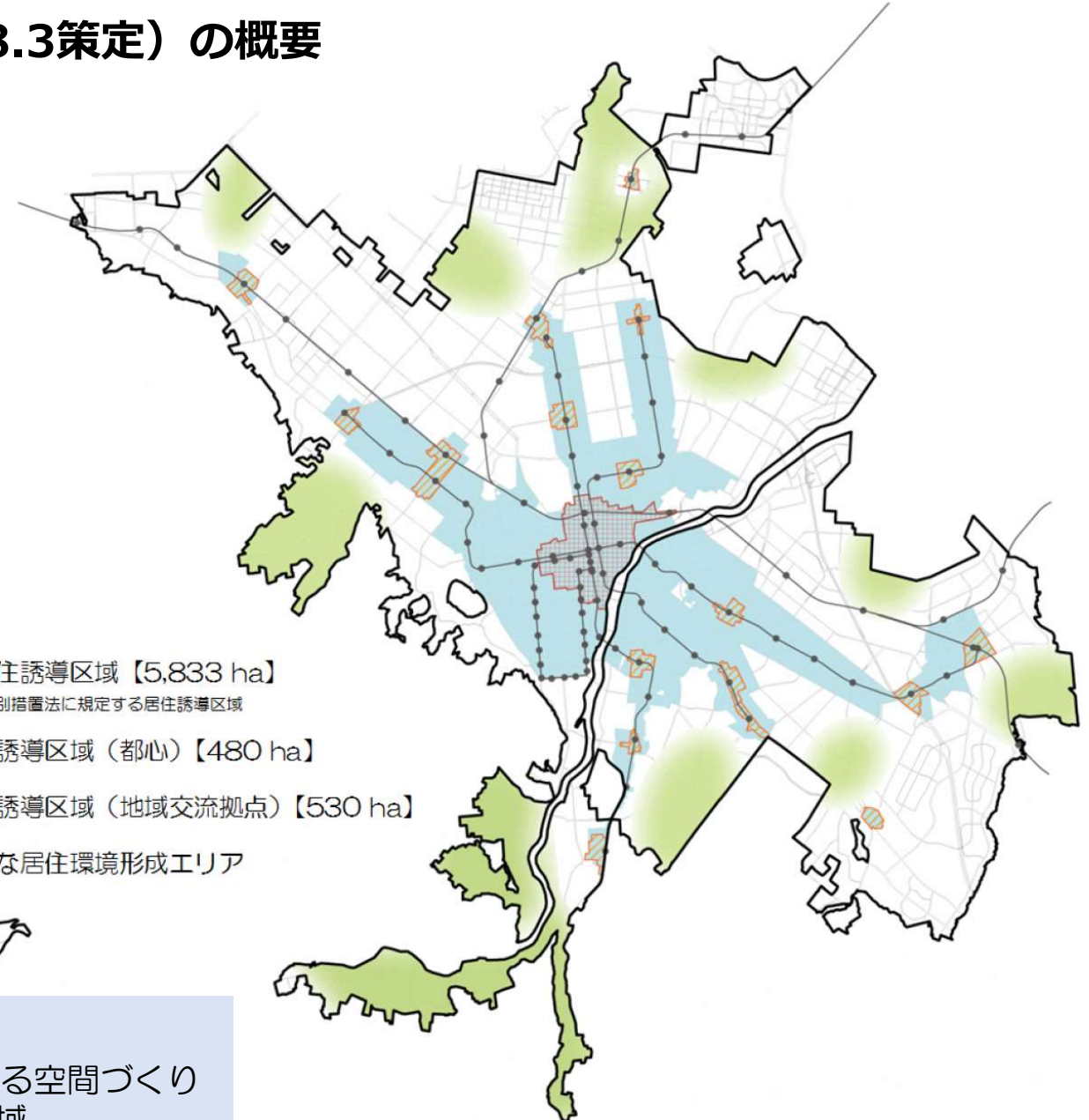
➡新たな視点に基づき、重点整備地区の考え方を整理

4.重点整備地区の追加・拡大

札幌市立地適正化計画（H28.3策定）の概要

計画の目的

- 人口密度の適正化
 - 公共交通を基軸とした各種都市機能の適切な配置
- ➡都市づくりの目標の実現を目指す

- 
- 集合型居住誘導区域【5,833 ha】
※都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域
 - 都市機能誘導区域（都心）【480 ha】
 - 都市機能誘導区域（地域交流拠点）【530 ha】
 - 持続可能な居住環境形成エリア

※集合型居住誘導区域とは

誰もが安心・快適・活発に過ごすことが出来る空間づくりを重視して、人口密度の維持・増加を目指す区域

4.重点整備地区の追加・拡大

重点整備地区の追加及び拡大の検討の方針

- 利用者が3,000人/日以上の駅で重点整備地区に含まれていない地区を検討
- 地域の特性などから面的な整備が必要と考えられる地区を検討
- 立地適正化計画などのまちづくり計画等との整合性を図る



新たな重点整備地区として検討した地区

- 平和駅・上野幌駅・八軒駅・拓北駅・あいの里公園駅周辺
 - ➡利用者が3,000人/日以上の駅を中心としており、重点整備地区に位置付けられていない地区
- 定山溪地区、苗穂駅北口地区 ➡ 観光地周辺・再開発
- 路面電車電停駅周辺
 - ➡立地適正化計画において、地下鉄沿線エリアと同様に集合型居住誘導区域に位置付けられている（地下鉄駅は全て重点整備地区）
 - ➡不特定多数が利用する施設も多く立地しており、面的な整備が必要

4.重点整備地区の追加・拡大

施設の配置状況やまちづくりの動向を踏まえて、
今回の見直しで新たに重点整備地区の追加を検討する地区

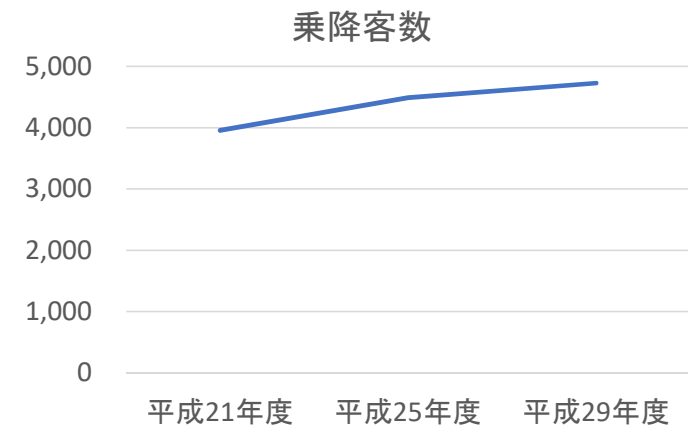
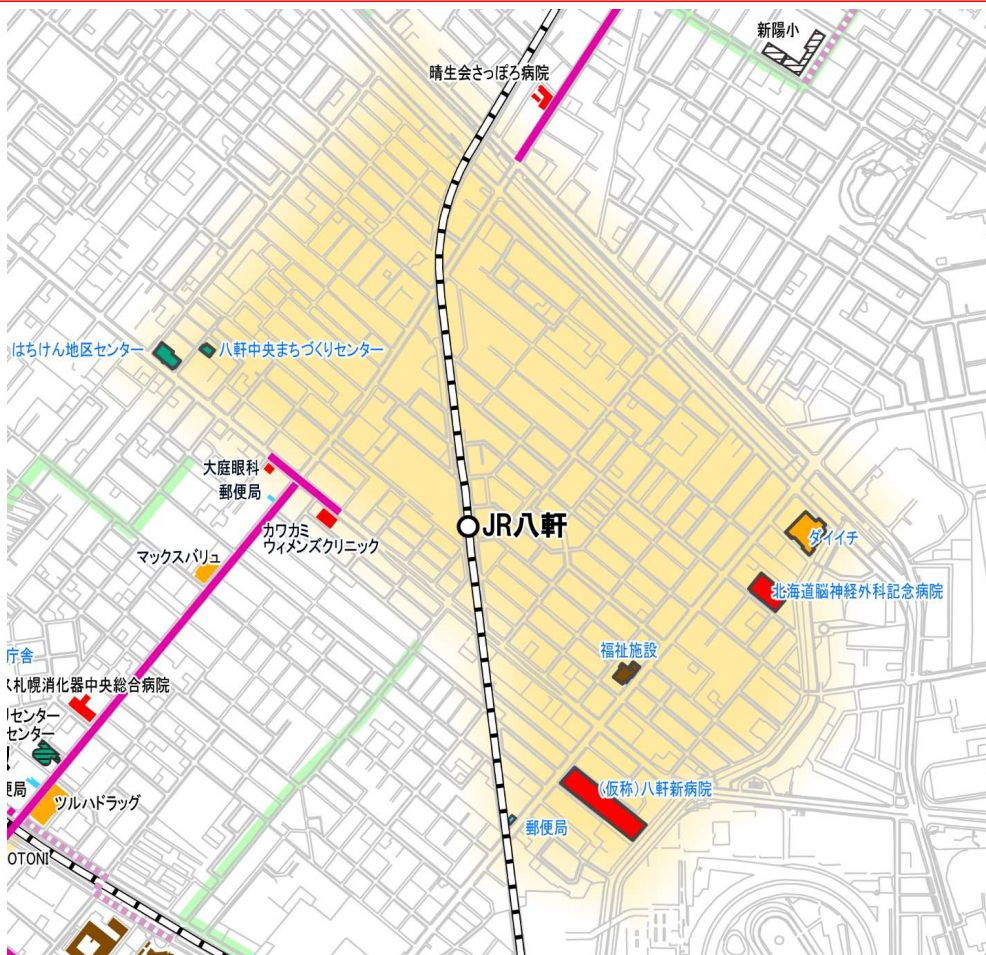
重点整備地区の追加検討地区



4.重点整備地区の追加・拡大

八軒駅周辺

- ・ 駅利用者数が増加傾向となっている
- ・ 駅周辺に複数の不特定多数が利用する施設が存在する
- ・ 周辺の琴似地区・新川地区が重点整備地区であり、一体的なまちづくりが期待される



凡例

<生活関連施設>

官公署	文化施設	福祉施設	教育施設	運動施設、都市公園
医療施設	郵便局	商業施設	商店街	娯楽施設
宿泊施設	避難所	▲ バリアフリー化済み施設		
● 追加施設名				

<生活関連経路>

主要な生活関連経路（整備済）	主要な生活関連経路（未整備）
その他の生活関連経路（整備済）	その他の生活関連経路（未整備）

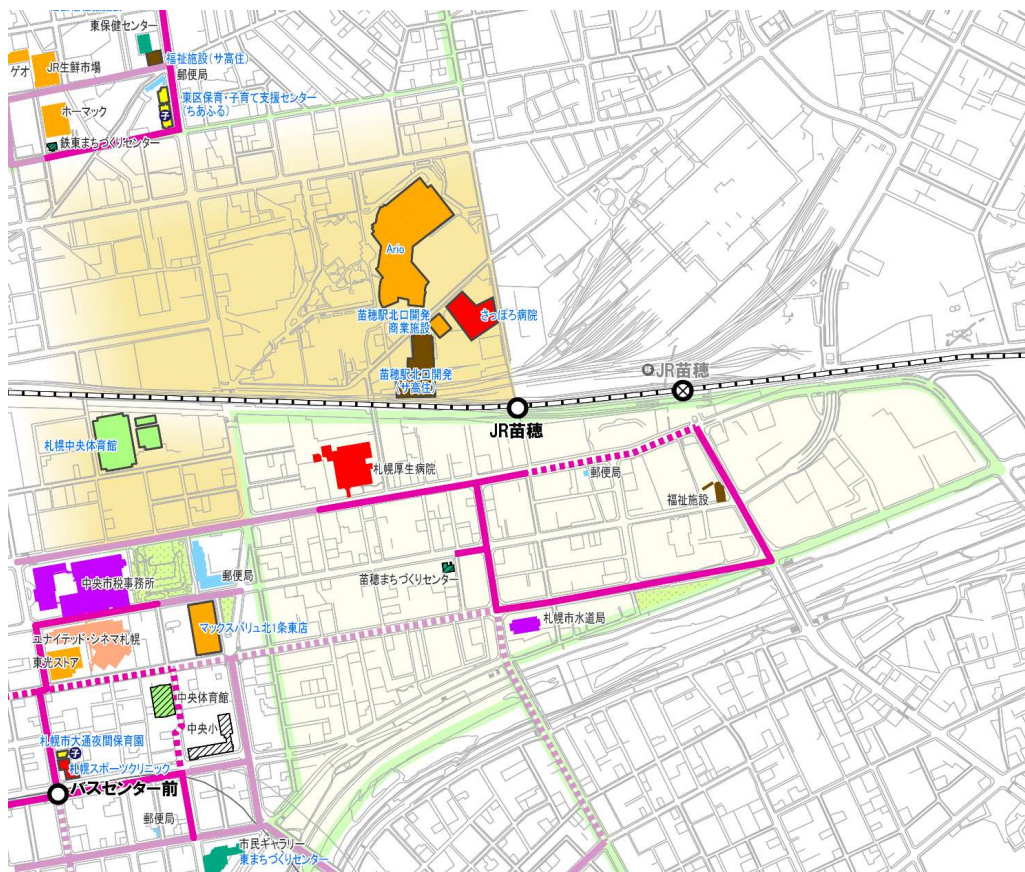
<重点整備地区>

重点整備地区（既存）	J R・地下鉄・路面電車・バスターミナル
重点整備地区（想定）	○ 旅客施設
J R・地下鉄・路面電車路線	エレベーター

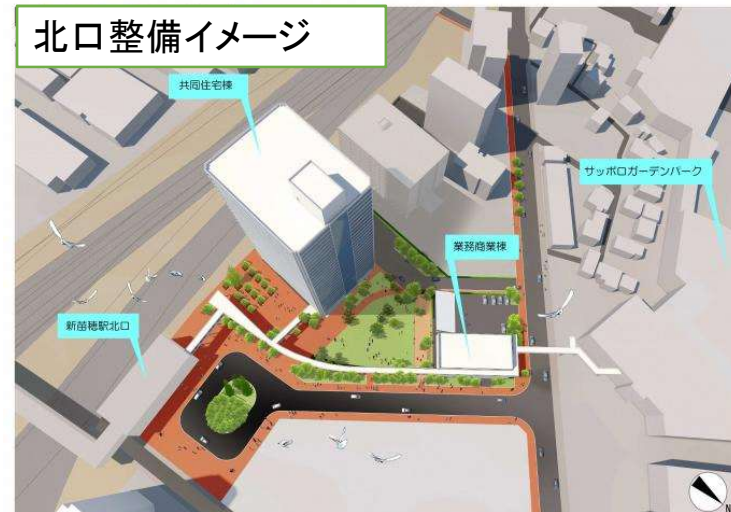
4.重点整備地区の追加・拡大

苗穂駅周辺

- ・駅の移設、北口・南口周辺地区の再開発事業等により、居住人口の増加などが期待される
- ・南北のまちづくりと合わせた一体的なバリアフリー化が必要



北口整備イメージ



南口整備イメージ



凡例

<生活関連施設>

官公署	文化施設	福祉施設	教育施設	運動施設、都市公園
医療施設	郵便局	商業施設	商店街	娯楽施設
宿泊施設	避難所	▲：バリアフリー化済み施設		
●：追加施設名				

<生活関連経路>

主要な生活関連経路（整備済）	主要な生活関連経路（未整備）
その他の生活関連経路（整備済）	その他の生活関連経路（未整備）

<重点整備地区>

重点整備地区（既存）	J R・地下鉄・路面電車・バスターミナル
重点整備地区（想定）	○ 旅客施設
J R・地下鉄・路面電車路線	エレベーター

4.重点整備地区の追加・拡大

路面電車沿線

- 電停周辺に複数の不特定多数が利用する施設が存在する
- 札幌市立地適正化計画で、「集合型居住誘導区域」に位置付けられている

凡例

<生活関連施設>

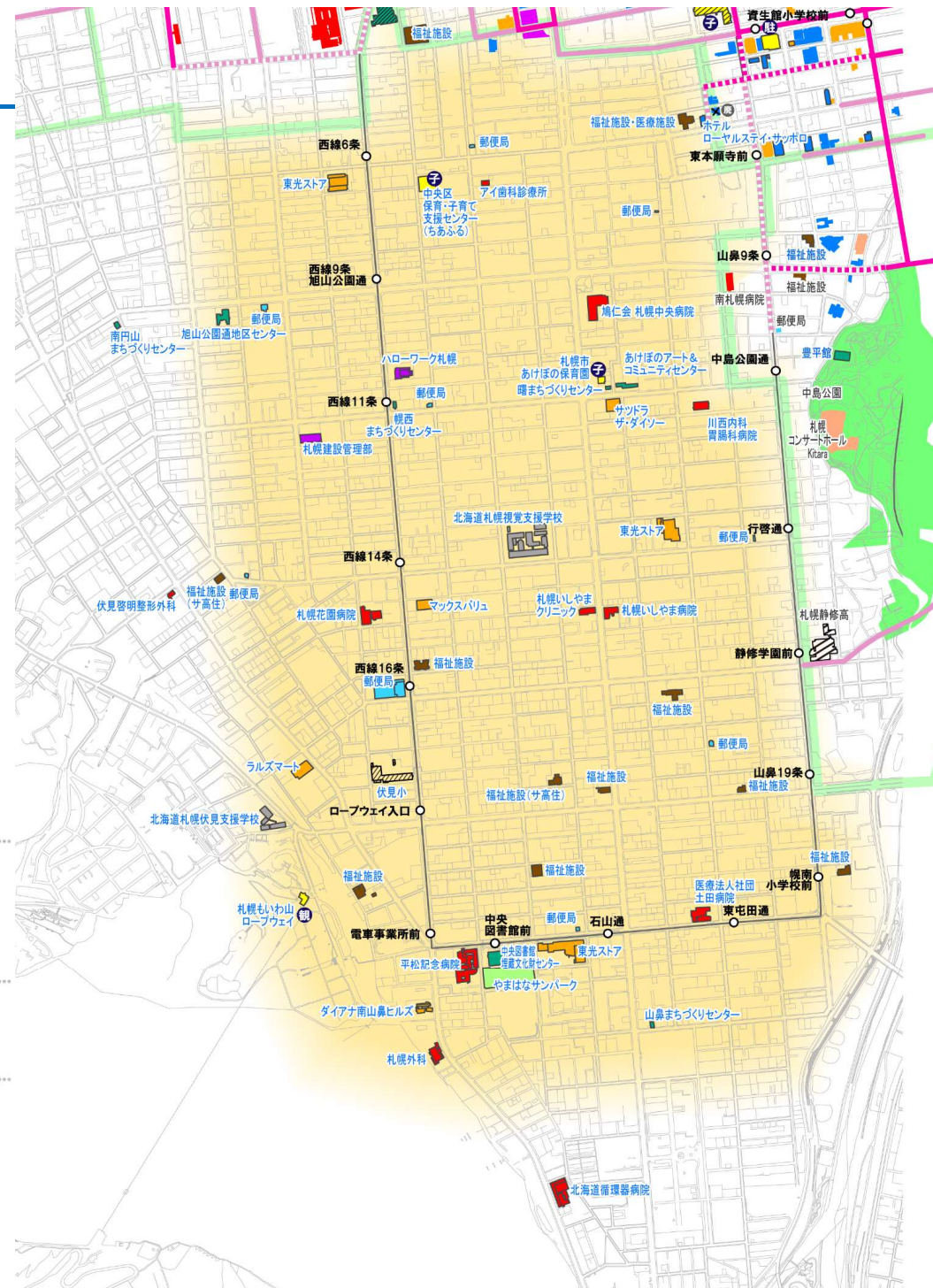
- | | | | | |
|----------|------|---------------|------|-----------|
| 官公署 | 文化施設 | 福祉施設 | 教育施設 | 運動施設、都市公園 |
| 医療施設 | 郵便局 | 商業施設 | 商店街 | 娯楽施設 |
| 宿泊施設 | 避難所 | ▲：バリアフリー化済み施設 | | |
| ●●：追加施設名 | | | | |

<生活関連経路>

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 主要な生活関連経路（整備済） | 主要な生活関連経路（未整備） |
| その他の生活関連経路（整備済） | その他の生活関連経路（未整備） |

<重点整備地区>

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 重点整備地区（既存） | J R・地下鉄・路面電車・バスターミナル |
| 重点整備地区（想定） | ○ 旅客施設 |
| J R・地下鉄・路面電車路線 | エレベーター |



4.重点整備地区の追加・拡大

！ご議論いただきたい事項

■重点整備地区の追加に係る考え方は適切か？

(再掲)重点整備地区の検討の方針

- 利用者が3,000人/日以上の駅で重点整備地区に含まれていない地区を検討
- 地域の特性などから面的な整備が必要と考えられる地区を検討
- 立地適正化計画などのまちづくり計画等との整合性を図る

■重点整備地区への追加を検討する地区の選定は適切か？

(再掲)新たな重点整備地区として検討した地区

- 平和駅・上野幌駅・八軒駅・拓北駅・あいの里公園駅周辺
- 定山溪地区・苗穂駅周辺地区 ※周辺開発の状況から追加
- 路面電車電停周辺

4.重点整備地区の追加・拡大

● 今後の検討の流れ

重点整備地区の基本的な考え方を整理



- ・ **生活関連施設**（不特定多数が利用する施設等）の**選定**
- ・ **生活関連経路**（駅を含む生活関連施設間を結ぶ経路）の**選定**



最終的な重点整備地区の区域を決定

※生活関連経路や生活関連施設の検討状況によっては、今回追加を検討している地区以外にエリアを拡大する地区が出てくる可能性がある

今後のスケジュール

6.今後の進め方

第1回検討部会

理念の整理、重点整備地区の追加・拡充(R2.2月～3月頃)

- 追加・拡充に係る基本的な考え方について
- 検討する地区の概要

第2回検討部会

理念の確認、生活関連施設の更新及び整備対象について
重点整備地区の進捗の確認について(R2.5月～6月頃)

- 基本理念の決定
- 生活関連施設について
- 各重点整備地区におけるバリアフリーの進捗率の確認

第3回検討部会

生活関連経路の考え方について
ソフト施策の展開について(心のバリアフリー)(R2.8月～9月頃)

- 生活関連経路の基本的な考え方について
- ソフト施策について

第4回検討部会

各施設の整備方針及び改定のポイント整理(R2.12月～R3.1月頃)

- 各施設の整備方針について
- 改定のポイントについて

第5回検討部会

基本構想改訂素案の確認(R3.3月頃)

- 基本構想改訂素案

パブリックコメント

第6回検討部会

基本構想改訂版の作成(R3.6月～7月頃)

- パブリックコメントの結果
- 修正箇所について

新・札幌市バリアフリー基本構想(改定版) 公表(R3.8月)

令和元年度

令和2年度

令和3年度

※国の基本方針（整備目標）の改定時期によって、変動する可能性がある